

伊藤忠商事株式会社「(仮称) 山形県飽海郡遊佐町冲着床式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和4年3月28日
経 済 産 業 省
産業保安グループ

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、伊藤忠商事株式会社「(仮称) 山形県飽海郡遊佐町冲着床式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、同社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山形県飽海郡遊佐町の沿岸海域

原動力の種類：風力（洋上）

出 力：最大494,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 4 年 1 月 2 0 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 4 年 3 月 2 2 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 4 年 3 月 2 8 日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、江藤

電話：03-3501-1742（直通）

伊藤忠商事株式会社「(仮称) 山形県飽海郡遊佐町冲着床式
洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 最新の知見等の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取る等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、渡り鳥の集団渡来地として指定されている国指定最上川河口鳥獣保護区が存在し、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種指定されているチュウヒ、オジロワシ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等による重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ガン類、カモ類及びハクチョウ類の主要な渡り経路並びにサシバ、ハチクマ等の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（３）景観に対する影響

想定区域は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された鳥海国定公園と隣接しており、想定区域の周辺には、当該国定公園の利用施設計画に位置づけられている「十六羅漢園地」、「十里塚園地」、「東北自然歩道」等の主要な眺望点が存在することから、本事業の実施により、これら主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限の離隔を取る等の環境保全措置を講ずること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。